

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 保険医の登録  
入会林野整備計画の適否の決定  
保安林の指定の解除  
解除予定の保安林(三件)  
国有財産の用途廃止(三件)  
土地収用法による事業の認定  
製造の請負等の指名競争入札に参加する者に必要な資格等
- ◇ 公 告 土地改良事業計画の適否の決定(二件)  
危険物取扱者試験の合格者

## 告 示

### 鳥取県告示第千二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局

の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十九年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 郎

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
豊島良太	鳥医第一、八五二号	昭和四十八年十一月九日

### 鳥取県告示第千三号

東伯郡東伯町中津原入会林野整備組合長東伯郡東伯町大字中津原三三一番地上本盛栄から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和四十八年十一月三十日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 郎

- 一 縦覧に供する書類の名称  
中津原入会林野整備計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和四十八年十二月十四日から三十日間
- 三 縦覧に供する場所  
鳥取県農林部林務課及び東伯町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第千四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十八年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一三九〇の二二四

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第千五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字向山北側五六の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

鳥取県告示第千六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字岩本字家ノ上一三六五（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県農林部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る係安林の所在場所

気高郡鹿野町大字水谷字茗荷谷一〇九七の一、字坂ノ上西平一一三九の二、一一三九の三、一一三九の四、一一四一(以上五筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県農林部造林課及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年十二月七日から用途廃止した。

昭和四十八年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市立川町五丁目八〇番三地先から同市立川町五丁目八二番三地先まで		一〇〇・三〇	道路敷

鳥取県告示第十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年十二月七日から用途廃止した。

昭和四十八年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市布勢字真崎西分二七七番地先		二二・五二	水路敷

鳥取県告示第二十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年十二月七日から用途廃止した。

昭和四十八年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
倉吉市山根字内河原六七七番地先		四四・六三	水路敷
倉吉市山根字内河原六七七番地先		二八・〇七	堤塘敷

鳥取県告示第二十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

河原町

二 事業の種類

下佐貫地区児童遊園新設事業

三 起業地

1 収用の部分

八頭郡河原町大字佐貫字下田地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

河原町役場

鳥取県告示第千十二号

昭和四十九年度における製造の請負、物件の売買及び役務の提供（測量、設計及び地質調査に係るものを除く。）について県が行う指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の手続等について、次のとおり定めたので告示する。

昭和四十八年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要素を総合勘案して行つた審査の結果に基づき、契約の種類及び予定金額に対応させて定めた資格とする。

1 資格審査願提出前二年の各事業年度における製造高、販売高又は収入高

2 従業員の数

3 資本又は出資の額

4 営業年数

5 機械、装置、車両、運搬具等の保有量

6 流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

7 その他経営及び信用の状態

二 資格審査の手続

1 願書

指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、指名競争入札参加資格審査願（様式第一号）を昭和四十九年二月末日までに知事に提出しなければならない。ただし、提出期限について、知事が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。

2 添付書類

指名競争入札参加資格審査願には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、昭和四十八年度に資格を得た者で、印刷、工事用材料販売、清掃、採石に係る業を営むものにあつては経営業態調査、貸借対照表及び納税済証明書、その他の業を営むものにあつては経営業態調査及び納税済証明書を添付すれば足りる。

(一) 経営業態調査書（様式第二号）

(二) 営業用機械器具調査書（様式第三号）

(三) 貸借対照表（資格審査願提出前一年の事業年度分のもの）（様式

第四号)

(四) 資格審査願提出前一年における納税義務の発生した国税(法人税又は所得税に限る。)及び鳥取県の県税(事業税及び自動車税に限る。)の納税済証明書

(五) 営業証明書(法人にあつては登記簿の謄本、個人にあつては市町村長の証明書

(六) 許可、認可等を必要とする業種にあつては、これを証する書面

(七) 代表者の身分証明書(禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ないものでないことを証する書面)

(八) 印鑑証明

(九) 採石業を営む者にあつては、採石納入実績証明書(前年度鳥取県に納入した実績(金額)を証する書面)

(一〇) 委任状(年間委任の場合に限る。)

三 資格審査の結果の通知

資格審査の結果、資格が決定したときは、資格決定通知書によりその旨を通知する。

四 資格の有効期間

一 による資格の有効期間は、昭和四十九年度限りとする。ただし、昭和五十年度の指名競争入札に参加するために必要な資格が決定されるまでの間は、引き続き効力を有するものとする。

様式第1号

指名競争入札参加資格審査願

鳥取県知事 石 破 二 朗 殿

製造の請負  
このたび物件の売買の指名競争入札に参加する資格を得るため、下記種目を登録していただき  
役務の提供

いので、店舗の写真をちよう付し、本社（本店）の位置図を記入し、関係書類を添えてお願いしま  
す。

なお、この審査願のすべての記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

郵便番号    -

住 所

商号又は名称

氏 名 ㊞

電話番号 局 ( ) 番

記

登録を希望する営業種目 (詳細は記載説明書参照)	
-----------------------------	--

店 舗 の 写 真

本 社 (本店) の 位 置 (略図)

様式第2号

経 営 実 態 調 書

昭和 年 月 日

(1)区 分	支 社 (支 店) 営 業 所 等						
商号又は 名 称							
所 在 地							
代 表 者							
電 話 番 号							
(2)代 理 店							
(3)営業年数	創 業	現 組 織 に 変 更	営 業 年 数				
	年 月 日	年 月 日	年 月				
(4)	直前第2年度分決算から		直前第1年度分決算から		年 間 平 均 高		
	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで			
	千円	千円	千円	千円			
① 流動 比率	製造高、 販売高、 又 収 入 高	千円 × 100 = (貸借対照表より) %			%		
	② 従業員 の 数	技術関係職員	事務関係職員	販売関係職員	その他の職員	計	
		( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	
		③ 資本 (又は 出資) の 額	区 分	直前決算時(千円)	剰余(欠損)金処分(千円)	計 (千円)	
			資 本 金 (又は出資金)				
			準 備 金				
積 立 金							
繰 越 金 (繰越欠損)							
計							
④ 模 設 備	区 分	機械器具(千円)	車輛・運搬具 (千円)	工具・器具(千円)	計 (千円)		
	① 価格(取得・製作)						
	② 減価償却費						
	① - ② 価格						
(6) 前年度登録の状況	登録の有無	有 無	登録業種 及び番号	業 №.	左の格付 級		
(7) 摘 要							

(注) 代理店は種業別にできるだけ詳細に書いてください。欄内に書ききれないときは別紙に記入してください。





様式第4号

貸 借 対 照 表 ( 年 月 日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
現 金・預 金		支 払 手 形	
受 取 手 形		買 掛 金	
売 掛 金		短 期 借 入 金	
原 材 料		未 払 金	
仕 掛 品		未 払 費 用	
製 品 (商 品)		預 り 金	
貯 蔵 品		前 受 金	
その他の流動資産		その他の流動負債	
計 (流動資産)		計 (流動負債)	
土 地		長 期 借 入 金	
固 定 資 産 (土地を除く。)		その他の固定負債	
無 形 固 定 資 産			
投 資		計 (固定負債)	
その他の固定資産			
		負 債 計	
計 (固定資産)		資本金及び剰余金	
		当 期 利 益 金	
繰 延 勘 定			
		計 (資 本)	
合 計		合 計	

鳥取県告示第千十三号

昭和四十八年十一月七日付で米子市長から申請のあつた土地改良（青木地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十二月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千十四号

昭和四十八年十月九日付で西伯町長から申請のあつた土地改良（小原地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十二月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

公 告

昭和48年11月24日に実施した危険物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和48年12月14日

鳥取県知事 石 破 二 朗

甲種危険物取扱者試験

広山 利之 藤井信一郎

乙種第1類危険物取扱者試験

田中 順

乙種2類危険物取扱者試験

角田 廣義

乙種第3類危險物取扱者試験

松田 紘征

乙種第4類危險物取扱者試験

鉄永美智子	奥谷 和泉	稲村 正明	尾関 正一
足立 新治	小倉 弘士	小久江信芳	小椋 哲郎
塩根 正次	清水 啓子	川谷 和行	玉川 常夫
木下 正	大西 良二	大倉 幸雄	須崎 則昌
長見 行紀	富山 和紀	岡崎 隆典	田中 康彦
溝口 啓介	中原 秀雄	古井 宏之	杉本 正巳
小倉 弘安	生田 令貴	難波 純也	木本 孝子
向山 節夫	和木 幸雄	岡本 誠	森田 孝雄
池本 光男	伊藤太 裕之	井上 隆一	塚本 哲史
藤木 洋一	船崎 弘二	米沢 中江	倉本 昭寛
佐藤 寛治	小川 英臣	尾崎 小鈴	岡野 稔
渡谷 重利	加藤 悟	白神 豊	山本 勇
河本 和美	門脇 孝三	永田俊一郎	石水 博文
真住千恵子	山根 孝三	杉島 寛久	梅津 佑子
岩本 智弘	原田 孝徳	松原直二郎	井上 正則
竹中 博昭	入江 敏	伊藤 忠美	影井 昭良
吉田 才人	副田 茂	河崎 睦男	明里 武
西村 均	安田 襄二	友沢 登	長谷川正明
安達 勉	銅山 幸三	小谷 芳久	実重 哲郎
吉原 三郎	高田 昭彦	得納 文男	藤田 智博
岸野 国俊	中嶋 洋雄		灘波 真人

三島 真澄

川口 泉

井田 健

濃野 国安

佐々木 剛

乙種第6類危險物取扱者試験

但馬 清敏

丙種危險物取扱者試験

鉄永美智子

森本 孝正

大倉源太郎

森岡 信雄

野山 勇

平田 政弘

森原 浪義

西谷 輝光

山本 正幸

佐々木勝次郎

小湯原 実

根鈴 正直

宮本 勝子

入座 紘子

加登勘秀樹

西村 栄吉

三好 伸作

柏木 昇

左古 正孝

田中 順

生田 正美

渡辺 紀雄

清水 清

橋本 謙

三村 克夫

福本 智

長岡 二郎

西原 世哲

広田 喜信

倉信 和男

鈴木 勉

西川 忠博

佐治 寿雄

小原 親子

松田 頼子

信本幸太郎

小田 重則

当别当憲正

吉田 才人

中井 繁美

膳棚 信良

松田 信雄

長尾 和夫

安達 衛

松田 頼昌

吉田 才人

中井 繁美

森本 純三

前田 博子

森本 憲彰

山根 操

山根猪太郎

鈴木 光男

野口 宗城

金築 衛

影井 昭良

藤井 博行

萬 茂

河本 幸雄

米田 順子

吉野 齐隼

青木 樹也

田中 順

西川 経一

上田 卓

佐々木都雄

米山 朗

田中 保

田中 保

西川 経一

野田 勝

野田 重美

松口 正夫

杉木 政雄

有田 忠雄

浜崎 通雄

奥田 幹夫

竹内 和則

木田 裕之

船崎 康男

野儀 元

野儀 康男

敦賀 博文

小倉 忠男

清水 秀男

石賀 宏

白石 宏

森仲美和子	山川	悟	磯田	賢一	山上	森雄
平野	入江	克巳	田子	栄敏	今川	道夫
高田	池本	憲治	小林	喜美	宮田	雅義
高島	林	武義	足立	恒雄	武政佐和子	
上野	寺山	久二	蒲池	京子	宮西	和己
深田	榎田	慶治	井上	浩次	矢倉	勇
長山	北野	俊男	松浦	力雄	福岡	昭人
森島	西村	光晴	西村	昭南	柴田	誠一
山内	山崎	道昭	綿村	賢治	野川	宏和
亀坂	松原	正知	宗政	克之	遠藤	武光
佐々木	山本	健二	山岡	暎明	増田	友一
坪倉	松本	幸美	金山	宏己	渡辺	積人
影山	松本	勉	内田	正志	松本	潮人
石倉	作野	澄夫		稔	真山周一郎	
村瀬	岩下	直行				

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】